

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年7月5日（平成30年（行情）諮問第289号）

答申日：平成30年10月22日（平成30年度（行情）答申第274号）

事件名：知的な遅れを伴う学習障害者の学習障害があると判断する評価項目が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「知的な遅れを伴う学習障害者の学習障害があると判断する評価項目が分かる文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年3月28日付け愛労発安0328第7号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年1月29日付け（同日受付）で処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「知的な遅れを伴う学習障害者の学習障害があると判断する評価項目が分かる文書」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年4月6日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

本件審査請求に係る開示請求は、「知的な遅れを伴う学習障害者の学習障害があると判断する評価項目が分かる文書」の開示を求めるものである。

「学習障害」は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号。以下

「支援法」という。) 2条1項において規定されており、ICD-10 (疾病, 傷害及び死因の統計を国際比較するためWHOから勧告された統計分類であり, その第10回目の改訂版がICD-10と呼ばれている。ICDは医学的に類似している疾患, 傷害, 状態などを区別して整理するための分類である。)における「F-81 学習能力の特異的発達障害」を指す。

学習障害の診断の実施主体は医療機関であり, 愛知労働局が実施することはないため, 愛知労働局は「知的な遅れを伴う学習障害者の学習障害があると判断する評価項目がわかる文書」を作成または取得していないとの原処分判断に不自然・不合理な点はない。

諮問庁においては, 本件審査請求を受けて, 念のため愛知労働局に対し, 審査請求人が求める文書の有無を照会したが, その存在は確認されなかった。

以上のことから, 本件対象行政文書について不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は, 審査請求書の中で, 「(処分庁は) 開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」として原処分の取消しを求めているが, 具体的な論拠は示されておらず, 上記3のとおりであるため, 審査請求人の主張は失当である。

5 結論

以上のとおり, 原処分は妥当であり, 本件審査請求は棄却すべきと考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は, 本件諮問事件について, 以下のとおり, 調査審議を行った。

- ① 平成30年7月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月27日 審議
- ④ 同年10月18日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は, 「知的な遅れを伴う学習障害者の学習障害があると判断する評価項目がわかる文書」である。

処分庁は, 本件対象文書の開示請求に対し, 本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い, 諮問庁も原処分を妥当としているので, 以下, 本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 諮問庁は, 本件対象文書を不開示としたことについて, 理由説明書(上記第3の3)において, 以下の旨を説明し, 本件対象文書について

不開示とした原処分は妥当であるとする。

ア 「学習障害」は、支援法2条1項において規定されており、ICD-10における「F-81 学習能力の特異的発達障害」を指す。

イ 学習障害の診断の実施主体は医療機関であり、愛知労働局が実施することはないため、愛知労働局は「知的な遅れを伴う学習障害者の学習障害があると判断する評価項目がわかる文書」を作成または取得していないとの原処分の判断に不自然・不合理な点はない。

ウ 諮問庁においては、本件審査請求を受けて、念のため愛知労働局に対し、本件対象文書の有無を照会したが、その存在は確認されなかった。

(2) 愛知労働局において本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、愛知労働局において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、愛知労働局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子